法人税額の特別控除額	((1)と(3)のうち少ない金額)＋(別表六(十二の三)「14」＋「28」)
調整前法人税額超過額	(1)－((4)－(別表六(十二の三)「14」＋「28」))

に改め、同表の記載要領第１号(1)中「若しくは第７項」を「、第７項若しくは第13項」に、「、第42条の６第２項」を「(同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の６第２項」に、「第５項」を「第４項」に改め、同号(2)中「第５項」を「第４項」に改め、同号(4)中「令和２年法律第８号」の次に「。(5)及び(6)において「令和２年改正法」という。」を加え、同号(6)を同号(8)とし、同号(5)を同号(7)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5)　令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（(6)及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定

(6)　令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第３号において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和２年旧措置法第42条の13第１項から第５項までの規定

別表六(六)の記載要領第１号中「「調整前法人税額超過額　(1)－(4)　(5)」」を「「調整前法人税額超過額　(1)－((4)－(別表六(十二の三)「14」＋「28」))　(5)」」に改め、同第三号を次のように改める。

３　「㉙」から「㉛」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六(十四)の記載要領第４号、別表六(十五)の記載要領第４号及び別表六(二十三)の記載要領第４号の規定の適用については、租税特別措置法第42条の13第１項から第４項までの規定には震災特例法第17条の４第１項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、別表六(十四)の記載要領第４号、別表六(十五)の記載要領第４号、別表六(二十二)の記載要領第３号及び別表六(二十三)の記載要領第４号の規定の適用については、令和２年旧措置法第42条の13第１項から第５項までの規定には令和２年旧震災特例法第17条の４第１項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとする。

別表六(六)付表の記載要領第１号(1)及び(2)中「第５項」を「第４項」に改め、同号(5)を同号(7)とし、同号(4)を同号(6)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4)　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(5)において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（(4)及び(5)において「令和２年旧措置法」という。）第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（令和２年旧措置法第42条の６第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の４第３項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)に係る部分に限る。）の規定

(5)　令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（(5)において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和２年旧措置法第42条の13第１項から第５項まで（令和２年旧震災特例法第17条の２第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の２の３第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）の規定

別表六(七)の表中「前一年事業年度等特定期間」を「前一年事業年度特定期間等」に改め、同表の記載要領第１号から第三号までを次のように改める。

１　この表は、租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が同項に規定する対象年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（同条第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度において同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

２　「所得金額に係る要件」の各欄は、「((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)　(3)」又は「(4)＞(6)　(7)」の各欄のいずれかが「該当」の場合には、記載を要しない。

３　「特定対象年度の基準所得等金額　(8)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の13第８項第１号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に掲げる金額を記載すること。

別表六(七)の記載要領第六号を同第七号とし、同第五号中「第42条の13第６項第１号イ」を「第42条の13第５項第１号イ」に改め、同号を同第六号とし、同第四号(1)中「「前一年事業年度等特定期間　③」」を「「前一年事業年度特定期間等　③」」に改め、同号(3)中「「前一年事業年度等特定期間　③」」を「「前一年事業年度特定期間等　③」」に、「前事業年度等特定期間」を「前事業年度特定期間又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の13第３項第２号ロ（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前事業年度等特定期間」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　「前事業年度等の基準所得等金額の合計額　(9)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の13第８項第２号に掲げる金額を記載すること。

別表六(七)の次に次の１表を加える。